

証券コード 7034
平成31年1月8日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目10番11号
株式会社プロレド・パートナーズ
代表取締役 佐 谷 進

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年1月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成31年1月24日（木曜日）午前10時
[受付開始 午前9時30分予定] |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル別館 2階「ローズ」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第11期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項
議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.prored-p.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業業績に牽引され、雇用環境も改善し、インバウンド消費や都心部の再開発需要などの後押しにより、緩やかな回復を続けていますが、米中貿易摩擦や自然災害、人手不足など先行き不安な要因も増えております。

このような経済状況の中、当社の事業領域であるコンサルティング市場におきましては、コスト削減領域において、人件費の高騰や平成31年度以降の先行き不透明な経済情勢等もあり、引き続きコスト削減ニーズは高くあります（注1）。

このような経営環境のもと、当社としては営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業プロセスの見直し、営業人員の増員により、契約締結を進めてまいりました。また、コンサルティングにおいては、間接材全般から直接材といった幅広いコストマネジメントを成果報酬で一括提供する強みを持ち、各業務の標準化及びRPA（注2）・OCR（注3）・AI（注4）等のシステム化を進めることで、効率的かつ効果的なサービスを提供できるよう事業活動を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,651百万円（前事業年度比62.9%増）、営業利益は614百万円（同124.4%増）、経常利益は591百万円（同111.9%増）、当期純利益は380百万円（同91.7%増）となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

（注）1. 平成30年4月4日にIDC Japan株式会社が発表した国内BPOサービス市場予測によると、2017年の国内BPOサービス市場は前年比4.7%増の7,346億円となり、2017年～2022年の年間平均成長率は3.6%、2022年の同市場規模は8,769億円と予測しています。2017年の国内BPOサービス市場の主要4セグメントのうち、当社の主なサービス領域である調達／購買BPOサービス市場は、コスト意識の高まりを背景としたニーズが高まっており、2018年以降も同市場は高い成長率を維持するであろうと予測しています。

2. R P A (Robotic Process Automation) とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを指します。
3. O C R (Optical Character Recognition/Reader) とは、手書きの文字や印刷された文字を読み取り、データと照らし合わせ文字を判断し、電子テキスト化するシステムのことを指します。
4. A I (Artificial Intelligence／人工知能) とは、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術を指します。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は8百万円であり、主にサテライトオフィスの設置によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株発行465,000株により1,818百万円、また、第三者割当増資（オーバーアロットメント）93,000株により363百万円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 8 期<br>(平成27年10月期) | 第 9 期<br>(平成28年10月期) | 第 10 期<br>(平成29年10月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年10月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 401                  | 515                  | 1,013                 | 1,651                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 54                   | 45                   | 279                   | 591                              |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 45                   | 33                   | 198                   | 380                              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 45.77                | 33.05                | 198.74                | 228.85                           |
| 総 資 産(百万円)     | 278                  | 372                  | 724                   | 3,424                            |
| 純 資 産(百万円)     | 114                  | 147                  | 346                   | 2,977                            |
| 1株当たり純資産 (円)   | 114.54               | 147.59               | 346.33                | 1,163.75                         |

(注) 平成30年3月31日付で株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。  
第8期(平成27年10月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 市場対応力の強化

当社は、クライアントのあらゆる経営課題の解決に確約することを目的に、成果をクライアントと共有する成果報酬型コンサルティングのサービス拡充を図ってまいります。また、既に提供しているコンサルティング・サービスにおいては、プロジェクト期間の短縮及びクオリティの向上を進め、クライアントへの満足度向上からリピート率（クロスセル）の向上へとつなげてまいります。

② 優秀な人材の採用と育成

当事業の中核である経営コンサルティング・サービスの策定とその実行支援を行うためには、高い能力を有する人材が必要になります。そのため、今後持続的な成長及び発展をしていくためには、常にメンバーの能力を高めるという質的向上と、高い能力を有する人材を獲得するという量的拡大の両方の施策が必要であります。質的向上については、充実した研修プログラムやコンテストを設けてビジネススキルの向上を図るとともに、多様性を重んじて個人の成

長を最大限に引き出しております。量的拡大については、リクルーティングの方法としては、多様なリクルーティングチャンネル及びリファラルを活用していく方針であります。また、社内環境は、メンバーへのストック・オプション制度の実施、ロイヤリティを求めない多様な価値観を認め合える社風、安心して働きやすい環境・待遇の整備に努めてまいります。

③ 大企業への営業力

当社にはコンサルティング・サービスを通じて、これまで積み重ねてきた実績とパートナー陣の幅広い人的ネットワークがあり、プロジェクトの受注においても奏効しております。今後は企業として組織的に営業活動を行うべく、会社としての実績を着実に一つ一つ積み重ね、ブランディングを踏まえた広報活動を通して、企業としての信用を向上させることが必要と考えております。BtoBビジネスに必要な認知度向上のために随時セミナーや出版を行い、マスコミとも良好な関係を構築することで、当社の知名度の向上を図っていく方針であります。

④ ITテクノロジーへの対応

当社は、ビッグデータやRPAといった最新のITテクノロジーを活用することで、コンサルティングの品質向上を実現しております。クライアントへ最適なソリューションを提供するためには、今後もITテクノロジーを活用する必要があると考えております。常に自分達が変わり続けなければならないという信条のもと、「AI×BPR LAB」と銘打って立ち上げた取り組みにて最新のITテクノロジーを積極的に導入し、さらなるコンサルティング品質向上とより幅広いクライアントへのサービス提供に努めてまいります。

⑤ グローバルな総合コンサルティングファームとしての成長とビジネスの拡大

当社は、グローバルに事業を展開しているクライアントの海外現地における支援ビジネスを拡大するために、アジア地域を中心とした海外への展開が必要であると考えております。今後、シンガポールを拠点として、東南アジア、東アジアにおけるビジネスの進出に取り組んでまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査の実施及び内部統制システムの整備によりその強化を図っております。また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まる中、適時開示の専任者の採用を図るなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（平成30年10月31日現在）

| 事業区分       | 事業内容                   |
|------------|------------------------|
| 経営コンサルティング | ローコスト戦略（間接材／直接材マネジメント） |
|            | ローコスト戦略（BPO／BPR）       |
|            | 営業戦略／マーケティング戦略         |
|            | C R E マネジメント           |

(6) 主要な営業所（平成30年10月31日現在）

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

(7) 使用人の状況（平成30年10月31日現在）

| 使用人数     | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|---------------|-------|--------|
| 79 (3) 名 | 27名増 (0名増)    | 32.1歳 | 2.0年   |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成30年7月27日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況（平成30年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,558,000株
- (3) 株主数 1,154名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株式会社SHINKインベストメント                                    | 1,200千株 | 46.9%   |
| 佐 谷 進                                                | 350     | 13.7    |
| 株式会社カプセルコーポレーション                                     | 180     | 7.0     |
| 山 本 卓 司                                              | 115     | 4.5     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信 託 口)                      | 60      | 2.4     |
| BNYGCMCLIENTACCOUNT<br>JPRD AC I S G (FE-AC)         | 33      | 1.3     |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                      | 33      | 1.3     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                    | 30      | 1.2     |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>(証 券 投 資 信 託 口)                  | 24      | 1.0     |
| BNYMSA/NVFORBNYMFOR<br>BNYMGCMCLIENT<br>ACCTS MILMFE | 24      | 0.9     |

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数  
平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,990,000株増加し、4,000,000株となっております。
- ② 発行済株式の総数
  - イ. 平成30年3月16日開催の臨時取締役会決議により、平成30年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は999,000株増加しております。
  - ロ. 平成30年4月24日付の第1回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,000,000株増加しております。
  - ハ. 平成30年7月26日を払込期日とする公募増資及び平成30年8月28日を払込期日とす

るオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は558,000株増加しております。

③ 単元株式数

平成30年3月16日開催の臨時株主総会決議により、平成30年3月16日付で1単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。



### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                             | 第 3 回 新 株 予 約 権                             |
|---------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 平成29年8月17日                                  | 平成29年9月14日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 997個                                        | 246個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 99,700株<br>(新株予約権1個につき 100株)           | 普通株式 24,600株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 1株につき27円                                    |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権1個当たり 26,900円<br>(1株当たり 269円)          | 新株予約権1個当たり 26,900円<br>(1株当たり 269円)          |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 平成31年8月18日から<br>平成39年8月17日まで                | 平成31年2月1日から<br>平成39年10月20日まで                |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | (注) 2                                       | (注) 3                                       |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 400個<br>目的となる株式数 40,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名     |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名     | 新株予約権の数 110個<br>目的となる株式数 11,000株<br>保有者数 2名 |
|                                             | 監 査 役               | 新株予約権の数 - 個<br>目的となる株式数 - 株<br>保有者数 - 名     | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 2名   |

- (注) 1. 平成30年3月31日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。  
新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 平成30年10月期乃至平成32年10月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が400百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員又はパートナー、アドバイザーであることを要しないものとする。ただし、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年10月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                 |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 佐 谷 進   |                                                                         |
| 取 締 役     | 山 本 卓 司 | 営業本部長                                                                   |
| 取 締 役     | 遠 藤 昌 矢 | コンサルティング本部長                                                             |
| 取 締 役     | 安 藤 一 郎 | ハノーバー・アソシエイツ株式会社 代表取締役<br>シグマアソシエイツ株式会社 代表取締役<br>クレストホールディングス株式会社 代表取締役 |
| 取 締 役     | 若 杉 忠 弘 | 株式会社グロービス ディレクター<br>学校法人グロービス経営大学院 教授                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 細 田 和 典 |                                                                         |
| 監 査 役     | 渡 辺 喜 宏 | 地山株式会社 代表取締役                                                            |
| 監 査 役     | 大 毅     | 大総合法律事務所 所長                                                             |

- (注) 1. 取締役 安藤一郎氏及び取締役 若杉忠弘氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役 細田和典氏、監査役 渡辺喜宏氏及び監査役 大毅氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 渡辺喜宏氏は、金融機関の出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 平成29年12月15日開催の臨時株主総会において、若杉忠弘氏が取締役に就任いたしました。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|-------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち 社 外 取 締 役) | 5名<br>(2) | 67百万円<br>(3) |
| 監 査 役<br>(うち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 11<br>(11)   |
| 合 計<br>(うち 社 外 役 員)     | 8<br>(5)  | 78<br>(14)   |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年10月21日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成28年10月21日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 安藤一郎氏は、ハノーバー・アソシエイツ株式会社 代表取締役、シグマアソシエイツ株式会社 代表取締役及びクレストホールディングス株式会社 代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 若杉忠弘氏は、株式会社グロービス ディレクター及び学校法人グロービス経営大学院 教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 渡辺喜宏氏は、地山株式会社 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 大毅氏は、大総合法律事務所 所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 安 藤 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。取締役会では、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                               |
| 取締役 若 杉 忠 弘 | 平成29年12月15日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。取締役会では、経営コンサルタント及びビジネス教育に携わる者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 細 田 和 典 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会では、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。                        |
| 監査役 渡 辺 喜 宏 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会では、主に財務・会計等に関し、専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。                          |
| 監査役 大 毅     | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会では、主に弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。                          |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注)新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、E Y新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、E Y新日本有限責任監査法人に対して、株式上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備するとともに、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
  - b. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
  - c. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、管理本部長又は顧問法律事務所に通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないように保護される制度としております。
  - d. 代表取締役によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役に報告いたします。
  - e. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、每期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
  - f. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
  - b. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるようにいたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
  - b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は隔週で開催するマネージャー会議での報告を通じて社内でも共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
  - b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - a. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たれるよう配置いたします。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - a. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。
  - b. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役からの指示のみに服するものとします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。



- b. これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- b. 監査役会には、法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- c. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- d. 監査役が職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を2名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。当事業年度、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、かつ適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。

② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を14回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査、当社の全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産      | 3,272,237 | 流動負債         | 418,200   |
| 現金及び預金    | 2,722,937 | 買掛金          | 4,117     |
| 現金及び預金    | 113,558   | 1年内償還予定の社債   | 18,000    |
| 有価証券      | 399,720   | 未払金          | 32,368    |
| 仕掛品       | 7,066     | 未払費用         | 109,477   |
| 貯蔵品       | 274       | 未払法人税等       | 186,448   |
| 前払費用      | 27,728    | 未払消費税等       | 53,434    |
| その他の資産    | 951       | 前受金          | 7,405     |
| 固定資産      | 152,519   | 預り金          | 6,948     |
| 有形固定資産    | 32,331    | 固定負債         | 29,013    |
| 建物附属設備    | 49,398    | 資産除去債務       | 29,013    |
| 減価償却累計額   | △17,640   | 負債合計         | 447,213   |
| 工具、器具及び備品 | 2,041     | (純資産の部)      |           |
| 減価償却累計額   | △1,468    | 株主資本         | 2,977,074 |
| 無形固定資産    | 5,427     | 資本金          | 1,134,890 |
| ソフトウェア    | 5,427     | 資本剰余金        | 1,124,890 |
| 投資その他の資産  | 114,760   | 資本準備金        | 1,124,890 |
| 出資        | 26,521    | 利益剰余金        | 717,294   |
| 長期前払費用    | 202       | その他利益剰余金     | 717,294   |
| 繰延税金資産    | 16,952    | 繰越利益剰余金      | 717,294   |
| 敷金及び保証金   | 71,084    | 評価・換算差額等     | △194      |
|           |           | その他有価証券評価差額金 | △194      |
|           |           | 新株予約権        | 664       |
| 資産合計      | 3,424,757 | 純資産合計        | 2,977,544 |
|           |           | 負債純資産合計      | 3,424,757 |

# 損益計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額       |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,651,527 |
| 売上原価         |         | 379,371   |
| 売上総利益        |         | 1,272,155 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 657,165   |
| 営業利益         |         | 614,989   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 46      |           |
| 助成金収入        | 2,000   |           |
| 執筆及び講演料      | 138     |           |
| その他          | 2       | 2,186     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 93      |           |
| 株式交付費用       | 17,933  |           |
| 株式公開費用       | 7,218   |           |
| その他          | 77      | 25,324    |
| 経常利益         |         | 591,852   |
| 特別利益         |         |           |
| 固定資産売却益      | 30      | 30        |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 244     | 244       |
| 税引前当期純利益     |         | 591,638   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 212,155 |           |
| 法人税等調整額      | △1,476  | 210,678   |
| 当期純利益        |         | 380,960   |

株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |                   |         |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---------|-----------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金         |         | 株主資本合計    |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益金 | 利益剰余金合計 |           |
| 当 期 首 残 高           | 10,000    | －         | －         | 336,334           | 336,334 | 346,334   |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |                   |         |           |
| 新 株 の 発 行           | 1,124,890 | 1,124,890 | 1,124,890 |                   |         | 2,249,780 |
| 当 期 純 利 益           |           |           |           | 380,960           | 380,960 | 380,960   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |           |                   |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 1,124,890 | 1,124,890 | 1,124,890 | 380,960           | 380,960 | 2,630,740 |
| 当 期 末 残 高           | 1,134,890 | 1,124,890 | 1,124,890 | 717,294           | 717,294 | 2,977,074 |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------|---------------------|-----------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高           | －               | －                   | 664       | 346,998   |
| 当 期 変 動 額           |                 |                     |           |           |
| 新 株 の 発 行           |                 |                     |           | 2,249,780 |
| 当 期 純 利 益           |                 |                     |           | 380,960   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △194            | △194                |           | △194      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △194            | △194                | －         | 2,630,545 |
| 当 期 末 残 高           | △194            | △194                | 664       | 2,977,544 |

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年12月17日

株式会社プロレド・パートナーズ

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員    公 認 会 計 士    新   居   伸   浩   ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 有 限 責 任 社 員    公 認 会 計 士    善   方   正   義   ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月21日

株式会社プロレド・パートナーズ 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 細 田 和 典 ㊟  
社外監査役 渡 辺 喜 宏 ㊟  
社外監査役 大 毅 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）経営コンサルティング業</p> <p>（2）<u>市場調査業</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（3）損害保険代理店業</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>（4）前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> | <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）経営コンサルティング業</p> <p>（2）<u>情報技術及び情報システムに関するコンサルティング</u></p> <p><u>（3）不動産に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>（4）コンピューターシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託</u></p> <p><u>（5）市場調査、市場分析、マーケティング情報の収集及び分析</u></p> <p><u>（6）有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u></p> <p><u>（7）損害保険代理店業</u></p> <p><u>（8）労働者派遣事業</u></p> <p><u>（9）前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> |

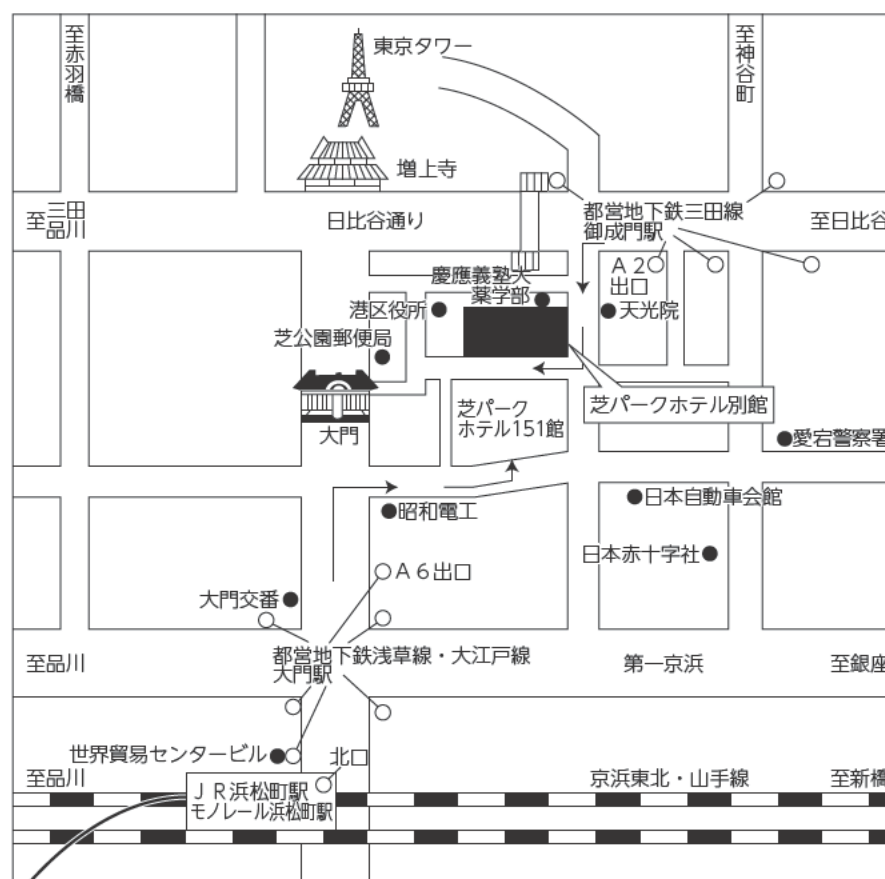
以 上

メ      毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園一丁目5番10号  
芝パークホテル別館 2階「ローズ」



- 【交通】
- 都営地下鉄三田線・御成門駅（A 2 出口） 徒歩約 5 分
  - 都営地下鉄浅草線・大門駅（A 6 出口） 徒歩約 6 分
  - 都営地下鉄大江戸線・大門駅（A 6 出口） 徒歩約 6 分
  - J R 京浜東北・山手線・浜松町駅（北口） 徒歩約 11 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。